

証券コード 2196
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日2024年6月3日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋小網町6番1号
株式会社 エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第21期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.escrip.jp/ir/news/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（エスクリ）又は証券
コード（2196）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧
書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認くださいませようお願い申しあげ
ます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、議決権につきましては、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより事前
に行使いただくことが可能ですので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類
をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますよう
お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
 2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目7番1号 相互館110タワー 11階
アンジェリオン オ プラザ TOKYO
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告
の件
 2. 第21期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

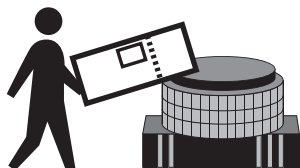
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。従って、ご送付している書面の項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

◎本株主総会におけるお土産の配付は行いません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時[受付開始:午前9時30分]

当日ご欠席の場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後6時まで

機関投資家の皆さまへ 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



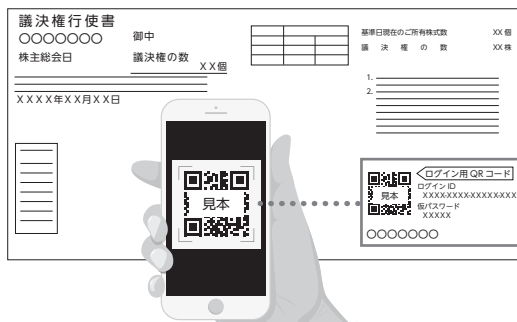
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 **2024年6月24日(月曜日)午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



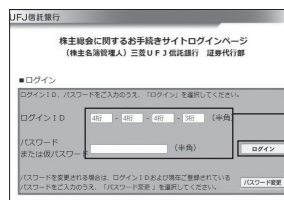
※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

1. ^{いわもと}岩本 ^{ひろし}博（1965年7月29日生）

再任

所有する当社の株式数 普通株式 1,029,900株

略歴、当社における地位及び担当

- 1989年4月 サントリー株式会社（現：サントリーホールディングス株式会社）入社
- 1991年5月 株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社
- 2003年6月 当社設立 代表取締役社長
- 2015年6月 当社代表取締役会長兼社長
- 2016年4月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者
- 2018年3月 株式会社ビーロット社外取締役（現任）
- 2020年7月 当社取締役会長ファウンダー（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社ビーロット社外取締役

選任理由

2003年の当社創業以来、2020年まで代表取締役として当社の成長を牽引してきました。企業経営を通じて培った高い見識を有し、業界の動向にも精通していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

2. しづ たに 渋谷 もり ひろ 守浩 (1966年6月18日生)

再任

所有する当社の株式数 普通株式 782,800株

略歴、当社における地位及び担当

- 1986年9月 渋谷木材工業株式会社（現：株式会社渋谷）取締役
- 2008年11月 株式会社渋谷代表取締役社長
- 2013年5月 当社入社 執行役員建築・内装事業担当
- 2013年6月 当社取締役兼専務執行役員建築・内装事業担当
- 2015年6月 当社代表取締役副社長 株式会社渋谷代表取締役会長
- 2016年4月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者
- 2016年4月 SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長（現任）
- 2020年4月 株式会社渋谷代表取締役会長兼社長（現任）
- 2020年7月 当社代表取締役社長CEO（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社渋谷代表取締役会長兼社長

SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長

選任理由

2016年の代表取締役社長就任後、当社グループを強いリーダーシップをもって指揮し、経営及び事業の中心的役割を担ってまいりました。そのため、引き続き取締役候補者といたしました。

3. ^{きち せ}吉瀬 ^{いたる}格 (1973年10月5日生)

再任

所有する当社の株式数 普通株式 1,700株

略歴、当社における地位及び担当

2014年 11月 当社入社
2015年 1月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー
2017年 3月 当社管理本部長
2017年 4月 当社執行役員管理本部長
2020年 6月 当社取締役上級執行役員管理本部長
2020年 7月 当社取締役CFO管理本部長
2021年 8月 当社取締役CFO (現任)

選任理由

2014年の当社入社以来、財務経理部ゼネラルマネージャー、執行役員管理本部長を歴任後、2020年より取締役に就任し、財務戦略を担ってまいりました。豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行に十分な役割を果たすことができると期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

4. ^{ふじ わら}藤原 ^{なる ひろ}成裕 (1978年3月1日生)

再任

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位及び担当

2008年 12月 当社入社
2010年 8月 当社ラグナスイート名古屋ホテル&ウエディング支配人
2012年 12月 当社事業本部事業所統括 (西日本担当)
2014年 8月 当社プライダルディビジョンディビジョンマネージャー
2017年 1月 株式会社パートナーエージェント (現:タメニー株式会社) 執行役員
2020年 10月 当社再入社 プライダル事業本部副本部長
2022年 4月 当社執行役員プライダル事業本部本部長
2023年 6月 当社取締役執行役員プライダル事業本部本部長 (現任)

選任理由

2008年の当社入社以来、事業所支配人、事業所統括、ディビジョンマネージャーを歴任後、他社で執行役員として経営に携わってまいりました。2020年に当社再入社以降、プライダル事業本部において強いリーダーシップと決断力を発揮し、2023年に取締役に就任した後も、さらなる事業の拡大に貢献しております。豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行に十分な役割を果たすことができると期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

5. ^{かわ の}河野 ^{たか てる}貴輝 (1972年10月13日生)

社外 再任

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位及び担当

- 1996年4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 1999年8月 日本オンライン証券株式会社（現：auカブコム証券株式会社）出向
- 2000年3月 日本電子決済企画株式会社（現：楽天銀行株式会社）社長室長執行役員営業本部長
- 2005年8月 株式会社ティーケーピー設立 同社代表取締役社長
- 2014年10月 株式会社常盤軒フーズ代表取締役会長
- 2017年9月 株式会社メジャース代表取締役会長
- 2020年5月 日本リージャスホールディングス株式会社取締役
- 2020年11月 日本リージャスホールディングス株式会社代表取締役会長
- 2021年6月 当社取締役（現任）
- 2022年5月 株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COO（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COO

選任理由及び期待される役割

2021年6月より当社社外取締役として経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの経営に対して、適宜、助言及びご意見をいただいております。それらの経験・見識に基づき、取締役として発言を行う等、当社グループの経営全般を監査・監督していただくことが期待され、これにより当社取締役会の機能強化を図ることができると考えられるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 社外取締役候補者である河野貴輝氏は、株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COOを兼務しており、同社は当社の主要株主であります。また、当社と同社との間には、それぞれが運営する施設における宴会等に係る送客又は販売委託に関する業務提携、商品の売買、会場利用、宿泊及びレンタル等の取引があります。なお、当社と他の取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、河野貴輝氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める額とする予定であります。
3. 当社は、各候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を補填することとしております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案にかかる取締役の任期中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 河野貴輝氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年であります。

以上

【ご参考】議案承認後の取締役会の構成

議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

取締役の知識・経験・能力等一覧（スキルマトリックス）

	事業経営	財務・会計 ・法務	マーケティング ・営業	M&A (投融資)	内部統制	業界の知見
取締役会長 岩本 博	●		●			●
代表取締役社長 CEO 渋谷 守浩	●		●		●	●
取締役 CFO 吉瀬 格	●	●		●	●	●
取締役 藤原 成裕	●		●	●	●	●
社外取締役 河野 貴輝 社外	●		●			
社外取締役（監査等委員） 後藤 健 社外 独立	●			●		
社外取締役（監査等委員） 木村 喬 社外 独立		●			●	
社外取締役（監査等委員） 角野 里奈 社外 独立		●			●	

※上記一覧は、取締役の有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2023年4月1日～2024年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが2023年5月8日より5類へと移行されたことで経済活動の本格的な再開が加速した一方、円安の進行及び世界的な資源・エネルギーの価格高騰や物価上昇、金融資本市場の変動等の影響により、景気は依然として先行きの不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、ブライダルマーケットにおけるシェア拡大戦略を展開すべく、施設のスタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式・披露宴を運営する当社のほか、店舗・オフィスの設計施工、建築用コンテナの企画・販売・施工、建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供し、またグループ内施設の内装工事を担う株式会社渋谷を主軸にグループ経営を推進する体制を強化し、連結業績の最大化に向け継続して取り組んでおります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高26,639百万円(前期比10.4%増)、営業利益929百万円(前期比340.7%増)、経常利益837百万円(前期比84.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益619百万円(前期比268.7%増)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(ブライダル関連事業)

コロナ禍において新郎新婦のゲスト一人ひとりを大切にすることを志向が高まり、各アイテムのランクアップ提案を実施したことにより単価が増加したことに加え、宴会が好調に推移しました。広告宣伝費を積み増したことにより販管費は増加したものの前年同期比では増益となり、ブライダル関連事業の売上高は22,152百万円（前期比4.3%増）、セグメント利益は1,419百万円（前期比6.6%増）となりました。

(建築不動産関連事業)

工事の取扱いが増加したこと、大型の不動産販売があったことにより売上高が増加しました。新型コロナウイルス感染症の影響で増加していた工事原価が減少し、利益率が回復しました。結果、建築不動産関連事業の売上高は4,486百万円（前期比54.9%増）、セグメント利益は288百万円（前期は282百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は427百万円であり、その主なものは、挙式・披露宴施設によるものであります。

(3) 資金調達の様況

当連結会計年度において、設備資金及び運転資金として金融機関から1,765百万円の借入により資金調達をいたしました。

(4) 財産及び損益の様況

区 分	第18期 (2021年3月期)	第19期 (2022年3月期)	第20期 (2023年3月期)	第21期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	12,941,549	22,242,375	24,129,054	26,639,348
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△6,401,044	△1,376,001	210,920	929,620
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△6,684,158	△458,613	452,810	837,160
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△5,416,574	477,676	168,094	619,806
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△419.99	18.70	△4.21	23.67
純 資 産 (千円)	5,565,018	5,928,583	5,870,025	6,241,948
総 資 産 (千円)	26,142,802	24,584,551	22,985,116	23,199,751

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の様況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の様況

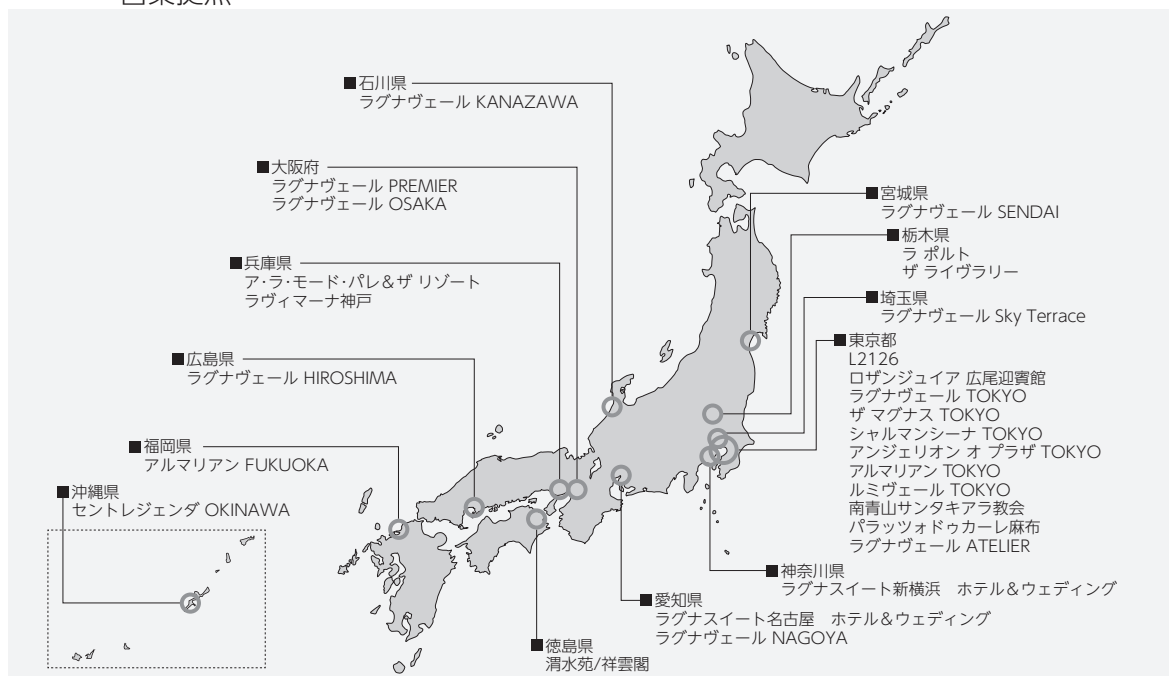
会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 渋 谷	80,000千円	100.0%	建 築 不 動 産 関 連 事 業

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区分	主な事業内容
ブライダル関連事業	挙式・披露宴の企画及び運営・宿泊サービス・宴会サービスの提供等
建築不動産関連事業	内外装工事の請負及び設計監理・不動産事業等

(7) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

- ① 当社
 本社 東京都中央区
 営業拠点



- ② 子会社
 ・株式会社渋谷 奈良県桜井市

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	728名 (313名)
建 築 不 動 産 関 連 事 業	44名 (2名)
全 社 (共 通)	22名 (9名)
合 計	794名 (324名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	212名 (78名)	28名減	38.3歳	7.0年
女 性	538名 (244名)	5名減	31.7歳	5.9年
合 計 又 は 平 均	750名 (322名)	33名減	33.6歳	6.2年

区 分	従 業 員 数
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	728名 (313名)
全 社 (共 通)	22名 (9名)
合 計	750名 (322名)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,220,578千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,210,376千円
株式会社商工組合中央金庫	1,175,671千円
株式会社中京銀行	990,110千円
株式会社みずほ銀行	971,400千円
株式会社千葉銀行	593,664千円

- (注) 1. 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。
2. 当社及び当社グループにおいては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,150,000千円
借入実行残高	642,120千円
差引額	507,880千円

(10) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業セグメントが属するブライダル業界では、ターゲット顧客層である結婚適齢期人口の減少や未婚率の上昇、及び披露宴の少人数化に伴う単価の低下や他分野の事業会社の新規参入等、ますます競合状況が激しくなっております。そのような業界状況のなか、当社グループが顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的に企業価値を高めるために、以下の課題に対処してまいります。

1. 感染症による影響に対する取り組み

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として先行き不透明な状況が続いているものの、安定的に黒字を確保できる状況まで業績は回復いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症が発生した場合、多くの人が集まる挙式・披露宴は中止又は延期となることが考えられます。更に感染が拡大した場合、当社グループ施設を一時的に営業停止せざるを得ない状況となることが考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらを踏まえ、感染症拡大防止及び従業員の安全を考慮し、感染症の流行期には出退勤時のマスク着用、手洗い等を義務づけ、各婚礼施設においては、各所への消毒用アルコールの常備、定期的な設備の清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営してまいります。

2. 人材の確保と育成

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を積極的に実施し、当社グループの経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。特に、ブライダル関連事業における人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出及び対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

3. ブライダル事業における新たな収益モデルの確立

当社グループは、直営施設の出店を今後もすすめてまいります。一方でこれまでのノウハウを活かしたブライダルマーケットにおける新たな収益モデルを確立することも重要な経営課題と認識しております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴って自社開発したWEBツール「アニクリLive」や「アニクリWEBご祝儀」などをはじめとしたウエディング・テックサービスの拡大、発展に加え、装置産業型の投資回収を必要としないビジネスモデルの確立などを検討してまいります。

4. ブライダル事業以外の事業展開

当社グループは、ブライダル関連事業の売上比率が連結売上高の約8割を占めており、ブライダル関連事業の拡大と並行して、ブライダルに次ぐ事業の柱を育成することが必要であると認識しております。当社グループの創造力豊かなスタッフの力を最大限に活かして、業界研究や事業構造分析をすすめ、事業展開の可能性を検討してまいります。

5. 内部管理体制の充実

当社グループは、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループにおいては、2022年3月期において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言等の発令及び政府・自治体からの制限要請等により業績に重要な影響を受けました。2023年3月期においては各段階利益の黒字化を達成し、業績は回復傾向にあるものの、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しておりました。

しかし、取引金融機関と借り換え条件の協議を行い、2023年7月に返済期限が到来する相対取引による短期借入金及びシンジケート方式による短期借入金について、長期借入金での借り換えを実施したことにより、流動負債が流動資産を超過している状態は解消し、財務体質は大幅に改善いたしました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断しております。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	45,648,000株	
	A種種類株式	3,000株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	13,786,500株	(自己株式278,065株を含む)
	A種種類株式	3,000株	
(3) 株主数	普通株式	7,133名	
	A種種類株式	1名	
(4) 大株主 (上位10名)			

株 主 名	所有株式数	持株比率
S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社	1,800,000株	13.32%
株式会社 ティーケーピー	1,700,000株	12.58%
岩 本 博	1,029,900株	7.62%
渋谷 守 浩	782,800株	5.79%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	727,000株	5.38%
株式会社 ブロックス	600,000株	4.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	315,400株	2.33%
友 弘 栄 司	300,000株	2.22%
株式会社 S H I B U T A N I ホールディングス	250,000株	1.85%
岩 本 眞 弓	180,000株	1.33%

(注) 持株比率は自己株式 (278,065株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権の状況

- (1) 当事業年度末における当社役員が有する業務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員状況

(1) 取締役状況 (2024年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩本 博	取締役会長ファウンダー	株式会社ビーロット社外取締役
渋谷 守浩	代表取締役社長CEO	株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長
吉瀬 格	取締役CFO	—
藤原 成裕	取締役執行役員プライダル事業本部本部長	—
河野 貴輝	取締役	株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COO
後藤 健	取締役(監査等委員)	SBIインベストメント株式会社取締役執行役員副社長 SBI地域活性化支援株式会社代表取締役 SBI大学発ベンチャー育成支援株式会社代表取締役
木村 喬	取締役(監査等委員)	やまと税理士法人代表社員 株式会社ベルウェザー代表取締役 やまと監査法人代表社員 フィンテックグローバル株式会社取締役
角野 里奈	取締役(監査等委員)	八面六臂株式会社常勤監査役 ニフティライフスタイル株式会社監査役 株式会社リビングプラットフォーム監査役 角野里奈公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役河野貴輝氏並びに監査等委員である取締役後藤健氏、木村喬氏及び角野里奈氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の3名中3名が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること、取締役との活発な意見交換・内部監査部門との連携ができており、必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができており、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員である取締役後藤健氏、木村喬氏及び角野里奈氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査等委員である取締役角野里奈氏の戸籍上の氏名は岡田里奈であります。
5. 監査等委員である取締役木村喬氏及び角野里奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
7. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要
当社は、当社及び当社子会社の全ての取締役(監査等委員である取締役を含む)、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員等としての職務の執行(不作為を含む)に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員等自身の損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

(2) 取締役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項
 - (i) 決定方針の決定の方法
当社は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会による審議を行った上で、同委員会の答申を踏まえ、取締役会決議によって決定しております。
 - (ii) 決定方針の内容の概要
 - ・基本方針
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
 - ・固定報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとする。基本報酬の額は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。
 - ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、同委員会から答申を受けた取締役会が当該答申に基づき決定するものとする。

(iii) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も、同委員会の答申内容に基づき、個人別の報酬等の内容が、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮して決定されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分100百万円以内)と決議されております(使用人分給与は含まない)。監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額25百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会決議時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の数は4名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役の数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	123,550千円 (3,600千円)	123,550千円 (3,600千円)	— (—)	— (—)	5人 (1人)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	13,200千円 (13,200千円)	13,200千円 (13,200千円)	— (—)	— (—)	3人 (3人)
合 計 (うち社外役員)	136,750千円 (16,800千円)	136,750千円 (16,800千円)	— (—)	— (—)	8人 (4人)

(注) 当社は、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。

(3) 社外役員に関する事項

主な活動状況

氏名	取締役会	監査等委員会	活動状況
	出席回数	出席回数	
取締役 河野 貴輝	15回/16回中	—	事業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、社会情勢の変化を精緻に把握しながら積極的に発言する等、多角的な視点から、取締役会において適宜、助言、提案等を行っております。
取締役 (監査等委員) 後藤 健	15回/16回中	17回/17回中	培ってきた事業経営の知見・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 木村 喬	16回/16回中	17回/17回中	公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 角野 里奈	16回/16回中	17回/17回中	公認会計士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 「取締役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との関係について、社外取締役である河野貴輝氏は、株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COOを兼務しています。同社は当社の主要株主であり、当社と同社との間には、それぞれが運営する施設における宴会等に係る送客又は販売委託に関する業務提携、商品の売買、会場利用、宿泊及びレンタル等の取引があります。なお、当社と他の取締役との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社では、原則、取締役に対し事前に議案資料を送付しております。また、やむを得ず欠席することとなった取締役に対しては、都度速やかに議事の内容を報告し、個別に意見の聴取を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに一定の重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
- (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
- (6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、内部通報規程に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生の可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、代表取締役や業務執行取締役や執行役員等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的で開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。
- (2) 前号の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事については、取締役会と監査等委員会と意見交換を行い決定する。

- (3) 第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人は、監査等委員である取締役の指示にのみ従い、監査等委員でない取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (4) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査等委員会に報告する。
- (5) 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制
当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。
- (6) 第4号及び第5号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- (7) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
当社の監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- (8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。監査等委員は、会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が16回出席いたしました。その他、監査等委員会は17回開催いたしました。

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な投資による持続的な利益成長と事業規模の拡大が株主共通の利益に資すると考えております。一方で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と認識しております。中長期的な利益配分に関しては、将来の利益成長及び事業規模の拡大のための投資を積極的に行うべく、財務基盤の強化のための内部留保の確保を図るとともに、適切な自己資本利益率の維持を考慮し、利益成長に伴う増配及び配当性向の向上を目指していく所存であります。

当連結会計年度につきましては、当期純利益は計上いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で毀損した財務基盤の拡充を図るために発行したA種種類株式の償還に備えることが、現状において最優先課題であるとの考えから、中間配当及び期末配当を無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,537,826	流動負債	7,968,372
現金及び預金	5,156,234	支払手形及び買掛金	704,706
受取手形	2,412	短期借入金	642,120
売掛金	176,214	1年内返済予定の長期借入金	2,200,357
完成工事未収金	202,339	未払金	984,215
契約資産	796,203	前受金	36,000
販売用不動産	461,193	未払法人税等	28,568
商品及び製品	311,337	契約負債	1,737,767
原材料及び貯蔵品	55,542	資産除去債務	31,357
未成工事支出金	167,316	その他	1,603,279
リース投資資産	579,205	固定負債	8,989,430
その他の	659,276	社債	90,000
貸倒引当金	△29,449	長期借入金	6,034,539
固定資産	14,661,925	リース債務	200,076
有形固定資産	5,772,887	資産除去債務	2,425,820
建物及び構築物	4,676,079	その他	238,993
工具、器具及び備品	295,141	負債合計	16,957,802
土地	554,866	純資産の部	
リース資産	176,123	株主資本	6,254,907
建設仮勘定	61,053	資本金	50,000
その他	9,623	資本剰余金	4,613,178
無形固定資産	325,259	利益剰余金	1,784,272
のれん	39,280	自己株式	△192,543
その他	285,979	その他の包括利益累計額	△12,958
投資その他の資産	8,563,777	その他有価証券評価差額金	2,550
敷金及び保証金	3,791,605	為替換算調整勘定	△15,509
繰延税金資産	4,489,005	純資産合計	6,241,948
投資不動産	116,303	負債純資産合計	23,199,751
その他	211,984		
貸倒引当金	△45,121		
資産合計	23,199,751		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,639,348
売上原価	11,601,992
売上総利益	15,037,356
販売費及び一般管理費	14,107,736
営業利益	929,620
営業外収入	622
為替差益	17,694
受取保険金	66,243
その他	13,481
営業外費用	79,597
支払利息	23,680
支払手数料	74,440
その他	12,783
経常利益	190,501
特別利益	837,160
固定資産売却益	859
新株予約権戻入	1,187
特別損失	73,375
減損	18,676
為替換算調整勘定取崩損	92,052
税金等調整前当期純利益	747,155
法人税、住民税及び事業税	29,796
法人税等調整額	97,552
当期純利益	619,806
親会社株主に帰属する当期純利益	619,806

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	50,000	4,613,178	1,426,965	△192,505	5,897,638
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△262,500		△262,500
親会社株主に帰属する当期純利益			619,806		619,806
自 己 株 式 の 取 得				△38	△38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	357,306	△38	357,268
当 期 末 残 高	50,000	4,613,178	1,784,272	△192,543	6,254,907

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△920	△27,880	△28,800	1,187	5,870,025
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△262,500
親会社株主に帰属する当期純利益					619,806
自 己 株 式 の 取 得					△38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,470	12,370	15,841	△1,187	14,654
当 期 変 動 額 合 計	3,470	12,370	15,841	△1,187	371,922
当 期 末 残 高	2,550	△15,509	△12,958	—	6,241,948

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

S H I B U T A N I エステート・パートナーズ株式会社

愛思禮婚禮股份有限公司

当連結会計年度において連結子会社のESCRIIT HAWAII INC.は、2023年6月14日付で清算終了したことに伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、非連結子会社であった株式会社ストーリーアは、2023年10月1日付で株式会社エスクリを存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より非連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

該当事項はありません。

なお、持分法を適用しない非連結子会社であった株式会社ストーリーアは、2023年10月1日付で株式会社エスクリを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地契約による借地上の建物、及び賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～35年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法 (5 ステップアプローチ)

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日。)を適用しており、以下の 5 ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ 1: 顧客との契約を識別する。

ステップ 2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3: 取引価格を算定する。

ステップ 4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

プライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

建築サービスの提供による収益は、施工中の物件等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、工事の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する進捗度を合理的に測定できる場合には、原価比例法(期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額)で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」(前連結会計年度3,317千円)は、金銭的重要性が増したため当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,489,005千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

回収が見込まれる金額の算定において、将来の課税所得の見積額(税務上の繰越欠損金控除前)に基づく、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングは、以下の仮定において見積もっています。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが2023年5月8日より5類へと移行されたことで経済活動の本格的な再開が加速しております。

当社グループにおいても、挙式・披露宴のキャンセル数は減少し予定通り挙式が行われるようになり、新型コロナウイルス感染症の影響に回復基調がみられるようになってきており、徐々に受注状況も回復するものと想定しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

②プライダル事業に係る資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 5,772,887千円

無形固定資産 325,259千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、プライダル事業を営むために、内装備品などの資産を保有しています。

このプライダル事業の資産グループについては、当連結会計年度において、「連結損益計算書に関する注記」の注記事項「減損損失の内容」に記載のとおり、使用価値を回収可能価額として、減損損失73,375千円を認識しています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたっては、資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか大きい金額で算定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価書等で評価を実施しています。また、使用価値は割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、事業計画や市場環境の変化により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,417,092千円
2. 当社及び連結子会社（株式会社渋谷）においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,150,000千円
借入実行残高	642,120千円
差引額	507,880千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
ラグナスイート 名古屋 ホテル& ウェディング (名古屋市中区)	事業用資産	建物及び構築物他	73,375千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	65,086千円
工具、器具及び備品	7,896千円
その他	392千円
合計	73,375千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	13,786,500株	—	—	13,786,500株
A 種 種 類 株 式	3,000株	—	—	3,000株
合 計	13,789,500株	—	—	13,789,500株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年5月12日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	112,500千円	37,500.00円	2023年3月31日	2023年7月14日
2023年9月26日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	150,000千円	50,000.00円	2023年9月30日	2023年10月13日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月14日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	150,000千円	50,000.00円	2024年3月31日	2024年7月12日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主にプライダグル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用し、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金並びにリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)リース投資資産	579,205	532,298	△46,907
(2)敷金及び保証金	3,791,605	3,647,742	△143,862
資産計	4,370,810	4,180,040	△190,770
(1)社債（注1）	150,000	149,131	△868
(2)長期借入金（注2）	8,234,896	8,261,687	26,791
(3)リース債務（注3）	281,741	280,242	△1,499
負債計	8,666,637	8,691,060	24,422

(注) 1. 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

3. リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

4. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「完成工事未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,156,234	—	—	—
受取手形	2,412	—	—	—
売掛金	176,214	—	—	—
完成工事未収入金	202,339	—	—	—
リース投資資産	21,629	87,976	113,336	356,263
敷金及び保証金	688,056	1,118,553	1,648,254	336,742
合計	6,246,886	1,206,529	1,761,590	693,005

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	642,120	—	—	—	—	—
社債	60,000	60,000	30,000	—	—	—
長期借入金	2,200,357	1,896,596	1,779,914	1,329,378	425,719	602,932
リース債務	81,665	71,299	43,385	45,610	39,781	—
合計	2,984,142	2,027,895	1,853,299	1,374,988	465,500	602,932

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)リース投資資産	－	532,298	－	532,298
(2)敷金及び保証金	－	3,647,742	－	3,647,742
資産計	－	4,180,040	－	4,180,040
(1)社債	－	149,131	－	149,131
(2)長期借入金	－	8,261,687	－	8,261,687
(3)リース債務	－	280,242	－	280,242
負債計	－	8,691,060		8,691,060

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
リース投資資産

リース投資資産の時価は、その将来キャッシュ・フローとリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金敷金の返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は福井県において、賃貸用の土地を有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
116,303	159,850

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	プライダル関連	建築不動産関連	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	2,095,553	2,095,553
一時点で移転される財又はサービス	21,921,951	1,749,087	23,671,038
顧客との契約から生じる収益	21,921,951	3,844,640	25,766,591
その他の収益	230,855	641,901	872,757
外部顧客への売上高	22,152,806	4,486,542	26,639,348

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)、4. 会計方針に関する事項、(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	583,304	380,966
契約資産	62,216	796,203
契約負債	1,448,991	1,737,767

契約資産は、工事契約において、期末日時点で収益を認識した未請求の工事契約に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、プライダル契約において施行前に受領した手付金、半金、残金、及び工事契約において、契約条件により受領した前受金等について、履行義務が未充足の部分に係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,425,858千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が733,987千円増加した主な理由は、工事の進捗及び新規受注による増加及び工事完成による減少であり、これによりそれぞれ、796,203千円増加し、62,216千円減少しております。また、当連結会計年度において、契約負債が288,776千円増加した主な理由は、プライダルサービスの受注残の増加及び挙式・披露宴サービスの提供による減少であり、これによりそれぞれ、24,064,729千円増加し、23,775,953千円減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末
1年以内	1,749,797
1年超	—
合計	1,749,797

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	228円89銭
2. 1株当たり当期純利益	23円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち150,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

(2) 長期借入金のうち2,978,400千円(2023年6月30日付シンジケートローン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

③ 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2億円以上とすること。

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,502,894	流動負債	5,664,193
現金及び預金	3,715,113	買掛金	671,462
売掛金	142,758	1年内返済予定の長期借入金	1,717,958
原材料及び貯蔵品	98,337	リース債務	81,665
前払費用	364,713	未払入金	978,451
その他	205,086	短期借入金	142,120
貸倒引当金	△23,115	未払費用	588,977
固定資産	15,035,376	未払法人税等	26,212
有形固定資産	5,045,703	未払消費税等	108,726
建物	4,179,665	前受金	36,000
構築物	191,403	契約負債	1,090,164
工具、器具及び備品	287,370	資産除去債務	31,357
土地	146,301	預り金	108,091
リース資産	188,161	その他	83,004
その他	52,800	固定負債	8,132,311
無形固定資産	321,630	社債	90,000
ソフトウェア	99,156	長期借入金	5,313,273
のれん	39,280	リース債務	200,076
その他	183,192	資産除去債務	2,375,480
投資その他の資産	9,668,043	その他	153,480
投資有価証券	30,000	負債合計	13,796,504
関係会社株式	1,306,218	純資産の部	
長期前払費用	8,709	株主資本	5,741,767
敷金及び保証金	3,774,914	資本金	50,000
繰延税金資産	4,417,017	資本剰余金	4,613,178
投資不動産	116,303	資本準備金	50,000
その他	33,717	その他資本剰余金	4,563,178
貸倒引当金	△18,837	利益剰余金	1,271,132
資産合計	19,538,271	その他利益剰余金	1,271,132
		繰越利益剰余金	1,271,132
		自己株式	△192,543
		純資産合計	5,741,767
		負債純資産合計	19,538,271

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		22,153,414
売上原価		7,941,249
売上総利益		14,212,164
販売費及び一般管理費		13,586,615
営業利益		625,549
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	97	
助成金収入	6,239	
敷金及び保証金清算益	3,500	
その他	14,781	24,617
営業外費用		
支払利息	73,224	
支払手数料	23,680	
金融手数料	74,440	
その他	4,682	176,028
経常利益		474,139
特別利益		
固定資産売却益	859	
新株予約権戻入益	1,187	2,047
特別損失		
減損損失	73,375	73,375
税引前当期純利益		402,811
法人税、住民税及び事業税	26,227	
法人税等調整額	△28,928	△2,700
当期純利益		405,511

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から)
(2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	1,128,120	1,128,120
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—	△262,500	△262,500
当 期 純 利 益				—	405,511	405,511
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	143,011	143,011
当 期 末 残 高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	1,271,132	1,271,132

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金		
当 期 首 残 高	△192,505	5,598,793	△1,122	1,187	5,598,858
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△262,500			△262,500
当 期 純 利 益		405,511			405,511
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△38	△38	1,122	△1,187	△103
当 期 変 動 額 合 計	△38	142,973	1,122	△1,187	142,908
当 期 末 残 高	△192,543	5,741,767	—	—	5,741,767

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地権契約による借地上的建物、及び賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～30年
構築物	6年～20年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

プライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,417,017千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

②プライダグル事業に係る資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

有形固定資産 5,045,703千円

無形固定資産 321,630千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

12,950,802千円

2. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額

350,000千円

借入実行残高

142,120千円

差引額

207,880千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権

150千円

関係会社に対する短期金銭債務

30,329千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上高

608千円

売上原価

204,976千円

販売費及び一般管理費

113,782千円

営業外収益

4,633千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	277,965株	100	—	278,065株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (固定)	
減価償却超過額	1,431,975千円
未払賞与	71,097千円
未払事業所税	15,225千円
資産除去債務	832,525千円
税務上の繰越欠損金	2,113,547千円
リース債務	91,788千円
関係会社株式評価損	20,541千円
貸倒引当金	14,511千円
その他	109,740千円
小計	4,700,955千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△25,856千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
小計	△25,856千円
繰延税金資産 (固定) 計	4,675,099千円
繰延税金負債 (固定)	
資産除去債務	198,152千円
リース資産	59,929千円
繰延税金負債 (固定) 計	258,081千円
繰延税金資産 (固定) の純額	4,417,017千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.21%
評価性引当額の増減額	△44.88%
住民税均等割	6.51%
その他	△0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.67%

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会 社 名 称	議 決 権 等 の 所有(被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関	取 引 の 内 容	取 引 金 額
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 (当該会社の子会社を含む)	株 式 会 社 ティーケーピー	—	当 社 主 要 株 主	送 客 手 数 料	26,327千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 191円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 7円81銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち150,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。
- ② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

(2) 長期借入金のうち2,978,400千円(2023年6月30日付シンジケートローン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- ③ 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2億円以上とすること。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクリの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクリの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社エスクリ 監査等委員会

監査等委員 角野 里奈 ㊟

監査等委員 後藤 健 ㊟

監査等委員 木村 喬 ㊟

(注) 監査等委員角野里奈、後藤健および木村喬は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区京橋三丁目7番1号
相互館110タワー11階
アンジェリオン オ プラザ TOKYO



交通機関のご案内

京橋駅：東京メトロ銀座線京橋駅2番出口直結
宝町駅：都営地下鉄浅草線宝町駅A4出口より徒歩3分
東京駅：JR・地下鉄東京駅八重洲南口より徒歩5分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株式事務のご案内

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	9月30日 3月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

公告方法

電子公告

ただし事故その他やむをえない事由により電子公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

株式事務関係のお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部テレフォンセンター
電話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 土日祝日を除く 9:00-17:00